## 文 主

被申請人は別紙物件目録記載の魚群探知機(半製品を含む)を製造し、販売してはならない。 被申請人の前項記載の魚群探知機(半製品を含む)に対する占有を解き、名古屋地 方裁判所執行官にその保管を命ずる。 (注、保証金五〇〇万円)